

葉山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

葉山町固定資産評価審査委員会条例(平成11年葉山町条例第22号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和3年6月15日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

固定資産評価審査委員会への審査の申出に係る審査申出書等への押印を廃止するため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

葉山町固定資産評価審査委員会条例（平成11年葉山町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「押印」を削る。

第8条第5項中「し、提出者がこれに署名押印」を削り、同条第8項中「押印」削る。

第9条第2項及び第10条第2項中「押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

固定資産評価審査委員会への審査の申出に係る審査申出書等への押印を廃止することとした。

2 内 容

審査申出書、意見陳述についての調書、口述書、口頭審理についての調書、実地調査についての調書及び議事についての調書に求めている押印を廃止することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町固定資産評価審査委員会条例 平成11年12月22日条例第22号</p>	<p>葉山町固定資産評価審査委員会条例 平成11年12月22日条例第22号</p>
<p>(審査の申出)</p>	<p>(審査の申出)</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p>
<p>2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p>	<p>2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。</p>
<p>(1) 提出者の住所及び氏名</p>	<p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p>
<p>(2) 提出の年月日</p>	<p>(1) 提出者の住所及び氏名</p>
<p>(3) 証言すべき事項</p>	<p>(2) 提出の年月日</p>
<p>(口頭審理)</p>	<p>(3) 証言すべき事項</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>(口頭審理)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>4 委員会は関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</p>	<p>4 委員会は関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。</p>
<p>(1) 提出者の住所及び氏名</p>	<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p>
<p>(2) 提出の年月日</p>	<p>(1) 提出者の住所及び氏名</p>
	<p>(2) 提出の年月日</p>

改正後	改正前
<p>(3) 証言すべき事項</p> <p>6 (略)</p> <p>7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1) 事案の表示</p> <p>(2) 審理の場所及び年月日</p> <p>(3) 出席した関係者の住所及び氏名</p> <p>(4) 審理の要領</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>(実地調査)</p>	<p>(3) 証言すべき事項</p> <p>6 (略)</p> <p>7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 事案の表示</p> <p>(2) 審理の場所及び年月日</p> <p>(3) 出席した関係者の住所及び氏名</p> <p>(4) 審理の要領</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>(実地調査)</p>
<p>第9条 書記は実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1) 事案の表示</p> <p>(2) 調査の場所及び年月日</p> <p>(3) 調査の結果</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(議事についての調書)</p>	<p>第9条 書記は実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 事案の表示</p> <p>(2) 調査の場所及び年月日</p> <p>(3) 調査の結果</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(議事についての調書)</p>
<p>第10条 書記は前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1) 事案の表示</p> <p>(2) 会議の場所及び年月日</p> <p>(3) 会議の要領</p> <p>(4) その他必要な事項</p>	<p>第10条 書記は前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 事案の表示</p> <p>(2) 会議の場所及び年月日</p> <p>(3) 会議の要領</p> <p>(4) その他必要な事項</p>